

税金等の納め忘れはありませんか？



○納税と行政サービス

皆さんに納めていただいた町税等は福祉サービスの提供や小中学校の運営、道路の維持管理など私たちの暮らしに欠かすことのできない行政サービスに充てられている貴重な財源です。

行政サービスが町民の皆さんからいただいた税金等によって賄われ、そのサービスを皆さんが受けるという仕組みの中で、理由もなく町税等を滞納しながら行政サービスを受け続けることは反社会的な行為であるともいえます。

町では、納期限内に納めていただいている方との公平・公正も確保するため、徴収強化と滞納処分の執行に取り組んでいるところです。

○納税相談をしましょう

納期限内に納めていただくのが原則ですが、事情によりどうしても納期限までに納付できない場合には納税相談に応じています。

また、毎月最終月曜日（12月は21日）の17時から20時まで「夜間収納窓口」を開設していますので、日中相談に来ることができない方は、ご利用ください。

【夜間収納窓口（17時～20時）の開設日】

11月30日(月)	12月21日(月)	1月25日(月)
2月29日(月)	3月28日(月)	

○12月に「年末一斉差押強化」を実施します

町税等の滞納対策を重要な行政課題の一つと位置付け、通常徴収・収納業務に加えて、12月に収納業務を担当する職員全員により集中的に電話・訪問催告を行い、納付を促すとともに、勤務先の給与調査や預金差押を実施します。

これからも、納付されているみなさんの立場に立って、公平・公正の確保に向けた取り組みを行っていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

今月の納期限 11月30日(月)

- ▶ 固定資産税 4期 ◀
- ▶ 国民健康保険税 6期 ◀
- ▶ 介護保険料 5期 ◀
- ▶ 後期高齢者医療保険料 5期 ◀

○町の収納対策

町では、納期限内に納付されない方に対して、督促状・催告書等の文書催告、電話催告、戸別訪問徴収を実施し、収納業務に努めてきました。

また、昨年からは日中の納付が困難な方のために、24時間365日納付可能なコンビニ収納を開始しました。

今後も理由もなく滞納を続ける方に対しては、預貯金の調査や勤務先への照会などを行い、財産を差し押さえるなど、滞納処分を積極的に実施していきます。

【平成26年度税務調査の状況】

区分	件数
預貯金	2,501
勤務先	25
不動産	32
計	2,558



【平成26年度差押等の状況】

財産区分	件数	金額	うち延滞金
債権	143	2,525,841円	311,600円
還付金	13	661,524円	0円
交付請求	4	0円	0円
計	160	3,187,365円	311,600円